

議案第 1 4 3 号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 3 号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第 2 条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第 2 5 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 3 6 条において準用する場合を含む。）若しくは第 2 9 条第 5 項（同法第 3 0 条の 2 及び第 3 6 条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第 3 5 条の 1 0 第 1 項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第 2 4 条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 1 項（同条第 3 項（原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 2 項において準用する同法第 6 3 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、</p>	<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第 2 条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第 2 5 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 3 6 条において準用する場合を含む。）若しくは第 2 9 条第 5 項（同法第 3 0 条の 2 及び第 3 6 条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第 3 5 条の 7 第 1 項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第 2 4 条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 1 項（同条第 3 項（原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 2 項において準用する同法第 6 3 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、</p>

負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

附 則

この条例は、平成21年10月30日から施行する。